

障事第1947号

令和3年3月24日

障事第1324号

一部改正 令和4年11月14日

各指定障害児通所支援事業所 管理者 様

各指定障害児入所支援施設 施設長 様

千葉県健康福祉部障害福祉事業課長

(公印省略)

心理指導担当職員の取扱いについて（通知）

このことについて、別紙のとおり定めましたので、通知します。

【担当】

千葉県健康福祉部

障害福祉事業課療育支援班

TEL：043-223-2336

令和3年3月24日

一部改正 令和4年11月14日

千葉県健康福祉部

障害福祉事業課

心理指導担当職員の取扱いについて

○事業者の皆様へ

心理指導担当職員の要件について下記のとおりとしますので、今後事業所に配置をする際は、手続きに遺漏のないようお願いいたします。

○心理指導担当職員の要件について

「公認心理師」、「臨床心理士」、「臨床発達心理士」を保有する者に限る。(学歴は問わない)

○心理指導担当職員を配置する際の添付書類について

今後、指定（更新）申請や申請事項変更届出において、心理指導担当職員として配置をする際、公認心理師、臨床心理士、臨床発達心理士いずれかの資格証や合格証など資格を有していることが分かる書類の提出が必要となります。